

京銀ビジネスカード規定

1. カードの発行
京銀ビジネスカード(以下「カード」といいます。)、当座貸越約定書(以下「約定書」といいます。))に基づき当行が発行するものとします。
2. カードの利用
 - (1) カードは次の場合に利用することができます。
当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。))の現金自動預入払出兼用機(現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。))を使用して当座貸越専用口座(以下「貸越口座」といいます。))から払戻しをする場合
当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。))の自動機を使用して振込資金を貸越口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
当行所定の自動機を使用して振替資金を貸越口座からの振替えにより払戻し、同時に他の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合(以下この取扱いを「振替入金」といいます。))
その他当行所定の取引をする場合
 - (2) カードは当行および支払提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り利用することができます。
3. 自動機による貸越口座への入金
 - (1) 当行の自動機を使用して貸越口座に入金する場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に京銀ビジネスカードローン通帳(以下「通帳」といいます。))を挿入し、現金を投入してください。
 - (2) 自動機による入金は、自動機の機種ごとに当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、機種により、硬貨による入金ができない場合があります。
4. 自動機による貸越口座からの払戻し
 - (1) 自動機を使用して貸越口座から払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および当座貸越請求書(以下「請求書」といいます。))の提出は必要ありません。
 - (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1ヵ月あたりの払戻しは、当行所定の金額または第7条に定める支払限度額の範囲内とします。
 - (3) 自動機を使用して貸越口座から払戻しをする場合に、払戻請求金額と第8条第1項に定める自動機利用手数料金額(同条第2項により当行が補てんする金額を除きます。))との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
5. 自動機による振込
 - (1) 自動機を使用して振込資金を貸越口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越口座からの払戻しについては、通帳および請求書の提出は必要ありません。
 - (2) 自動機による1回あたりの振込は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1ヵ月あたりの振込は、当行所定の金額または第7条に定める支払限度額の範囲内とします。
 - (3) 自動機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額、第8条第1項に定める自動機利用手数料金額(同条第2項により当行が補てんする金額を除きます。))および同条第3項に定める振込手数料金額の合計額が貸越口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
6. 自動機による振替入金
 - (1) 自動機を使用して振替資金を貸越口座からの振替えにより払戻し、振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび預入口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越口座からの払戻しについては、通帳および請求書の提出は必要ありません。
 - (2) 自動機による1回あたりの振替入金は、当行所定の金額の範囲内とします。
7. 支払限度額
 - (1) 当行は、自動機による貸越口座からの払戻し・振込について、貸越口座ごとに1日および1ヵ月あたりの利用限度額を定めるものとします。(この限度額を「支払限度額」といいます。))
 - (2) 支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。この場合には、書面その他の当行所定の方法により当行に届出てください。
 - (3) 支払限度額は、当行所定の自動機を使用して引き下げることができます。引き下げには、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
 - (4) 前2項により個別に設定された支払限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。
8. 自動機利用手数料等
 - (1) 自動機を使用して貸越口座から払戻しをする場合には、当行および支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。))をいただきます。
 - (2) 自動機利用手数料は、貸越口座からの払戻し時に、通帳および請求書なしで、その払戻しをした貸越口座から、その全部または一部を自動的に引落します。なお、支払提携先の自動機利用手数料は、当行から支払提携先に支払います。この場合、自動機利用手数料の一部を当行が補てんすることがあります。
 - (3) 当行の自動機を使用して振込の依頼をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の自動機を使用して振込の依頼をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
 - (4) 振込手数料は、振込資金の貸越口座からの払戻し時に、通帳および請求書なしで、その払戻しをした貸越口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。
9. 自動機故障時等の取扱い
 - (1) 停電、故障等により自動機による貸越口座からの払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより貸越口座から払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
 - (2) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の請求書に住所、氏名(法人の場合は法人名、届出の代表者の資格・氏名。以下同じです。))電話番号および金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。
 - (3) 停電、故障等により自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
10. カードによる払戻し金額等の通帳記入
カードにより払戻した金額(振込・振替資金として払戻した金額を含みます。))、自動機利用手数料金額(第8条第2項により当行が補てんする金額を除きます。))または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。
11. カードの喪失、届出事項の変更等
 - (1) カードを失った場合、カードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に推測されたり盗用されたりした場合に、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる貸越口座からの払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) 前項の届出の前に、カード喪失等の電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
 - (3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。当行が必要と認めた場合には、カードとともに提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (4) 届出の暗証は、当行所定の自動機を使用して変更することができます。変更には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
 - (5) 支払提携先・カード振込提携先の自動機の利用を希望されない場合には、書面その他の当行所定の方法により当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (6) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - (7) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
12. 暗証照合等
 - (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号等の連番番号等として処理し、自動機にカードを挿入するとともに、定期的に変更して、他人に知られないように管理してください。
 - (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、自動機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して貸越口座から払戻しを行ったうちは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および支払提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について債主の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
 - (3) 当行の窓口においてカードを確認し、請求書等に記載された内容と当行への届出事項の内容との一致または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認するうえ、貸越口座からの払戻しまたは振込された場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
13. 自動機への誤入力等
自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、支払提携先・カード振込提携先の自動機を使用した場合の支払提携先・カード振込提携先の責任についても同様とします。
14. カードの有効期限
 - (1) カードの有効期限は、約定書に定める取引期限とします。
 - (2) 約定書に定める当行との約定により取引期限が延長された場合には、有効期限を自動的に延長します。
 - (3) 約定書に定める当行との約定により当座貸越取引が終了した場合には、使用中のカードは有効期限のいかにかわらず無効とします。
15. 解約、カードの利用停止等
 - (1) この取引の解約または終了に際しては、カードを当店に直ちに返却してください。
 - (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がほしい直ちにカードを当店に返却してください。
 - (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がほしい直ちにカードを当店に返却してください。
第16条に定める規定に違反した場合
カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
16. 譲渡・質入れ等の禁止
カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。
17. 規定の適用
この規定に定めのない事項については、振込規定および約定書の各条項により取扱います。
なお、カード振込提携先の自動機を使用した場合には当行振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。
18. 規定の変更
この規定は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

以上

(平成22年6月18日現在)